

FC入間ジュニアユース規約

第1条(名称)

当クラブは、FC入間ジュニアユースという。

第2条(目的)

当クラブは、サッカーを通じて心身の健全な育成を図るとともに、サッカーに対する興味と関心を深め、もってサッカーの振興に寄与することを目的とする。

第3条(資格)

会員の資格は、当クラブの趣旨に賛同した中学生を対象とする。

第4条(入会手続き)

入会希望者は、入会申込書に必要事項を記入し、捺印のうえ提出する。

第5条(財政)

当クラブの財政は、入会金・会費・賛助金などをもってまかなう。

第6条(構成)

編成中

第7条(退会)

退会する場合には、前月の末日までに申し出て、退会届を提出しなければならない。

第8条(除名)

当クラブの本規約に違反したり、会員としてふさわしくない者は、役員会で協議の上除名することができる。

第9条(責任)

当クラブにおける活動中におきた事故については、スポーツ傷害保険の範囲内で行う。

第10条(改正)

本規約は、役員会で協議の上随時改正することができる。

第11条(その他)

この規約に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附 則

本規約は、平成14年4月1日から施行する。 (平成30年9月28日 一部改正)

入会にあたって

【入会金】 10,000円 (納入は、入会時)

【年会費】 20,000円 (納入は、前年度の2月)

【月額会費】 7,000円 (納入は、年4回)

(納入月は、4月21,000円・7月21,000円・10月21,000円・1月21,000円)

月額会費は、兄弟で同じ時期に加入している場合については、弟の月会費7,000円を、月額5,000円とする。入会金と年会費の減額はしない。納入に当たっては、3カ月ずつ、年4回に分けて納入するものとする。納入月は、4月・7月・10月・1月とし、その月の10日までに指定の口座に入金してください。(途中入会の場合は、当月分より納入とする)

口座番号 三菱UFJ銀行 入間支店 普通預金 0192152
口座名義 FC入間ジュニアユース 代表 細谷 雅俊

【会費の返却等】

1、休会

やむを得ない事由により、月初めから月末まで引き続いて1ヶ月以上休会する場合は、前月末日までに休会届を提出しなければならない。休会届の提出があった場合には、納入済みの会費は返却する。

2、退会・除名

規約第7条・第8条に該当する場合は、納入済みの会費は返却しない。

【指定着の着用】

当クラブの会員は、クラブが指定するユニフォーム・ジャージ等を着用しなければならない。

【練習日について】

練習日は、毎週、月・水・土・日及び祝祭日とし、概ね前月末までには、翌月の予定表を作成し、配布する。

【練習場所】

西武中学校(月・水)	午後7時より9時まで
入間市民体育館(月・水)	午後6時半より9時まで
入間基地グラウンド(金)	午後6時より8時まで
黒須サッカー場	土曜日

【その他】

試合日程及び練習日・場所等の変更があった場合は、メールにて連絡いたします。予定表は、ホームページでも確認できます。 <http://fc-iruma.jp/>